

京都教育大学複合的課題対応パッケージ認定証授与規程

平成 21 年 11 月 24 日 制 定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、本学における複合的課題対応パッケージ科目の履修により授与する認定証（以下「認定証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定証)

第 2 条 本学において授与する認定証は、別表のとおりとする。

(認定証授与の要件)

第 3 条 認定証は、本学が定める授業科目群ごとに所定の単位数を修得した者に授与する。

(認定証の授与)

第 4 条 学長は、前条の規定に基づき、認定証を授与すべき者に、別記様式の認定証を授与する。

(雑 則)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、認定証の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 24 日から施行し、平成 18 年度入学生から適用する。

別表（第 2 条及び第 3 条関係）本学が授与する認定証の種類と授与の要件

認定証の名称	授業科目群の名称	単位修得要件
学校の国際化エキスパート認定証	学校の国際化パッケージ	1. 左の授業科目群ごとに指定する授業科目の単位を 20 単位以上修得すること。 2. 授業科目群ごとに指定する授業科目名及び単位数は別に定める。
国際言語コミュニケーション教育エキスパート認定証	国際言語コミュニケーション教育パッケージ	
環境教育エキスパート認定証	環境教育パッケージ	
表現力・伝達力の強化エキスパート認定証	表現力・伝達力の強化パッケージ	
学校の国際化スタンダード認定証	学校の国際化パッケージ	1. 左の授業科目群ごとに指定する授業科目の単位を 10 単位以上修得すること。 2. 授業科目群ごとに指定する授業科目名及び単位数は別に定める。
国際言語コミュニケーション教育スタンダード認定証	国際言語コミュニケーション教育パッケージ	
環境教育スタンダード認定証	環境教育パッケージ	
表現力・伝達力の強化スタンダード認定証	表現力・伝達力の強化パッケージ	

別記様式

(A 4 判)

認 定 証

平成 年 月卒業

昭和 年 月 日生

本学所定の単位を修得したので、「京都教育大学
を認定する。

エキスパート
スタンダード」

平成 年 月 日

京都教育大学長

印